

(様式2)

## 京丹後市子ども・子育て支援事業計画(案)の概要

### 1 趣旨について

わが国では、少子化対策として平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、総合的な取り組みを進めてきましたが、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築することとなりました。平成24年には「子ども・子育て関連3法」が制定され、新たな制度のもと、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくこととしています。また、平成25年6月に少子化社会対策会議で決定された「少子化危機突破のための緊急対策」に基づき、切れ目のない結婚・妊娠・出産支援等、継続的な少子化対策が進められています。

本市では、平成22年3月に「京丹後市次世代育成支援対策行動計画(後期計画)」を策定し、次代を担う子どもと子育て家庭への支援を総合的・計画的に推進してきましたが、平成26年度末で計画期間が満了となるため、これまでの計画の成果・課題を整理し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境づくりを一層推進することを目的として、子育て支援のための施策に関する基本的な計画を策定します。

### 2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお本計画は、少子化対策とも深く関わりを持つため、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「京丹後市次世代育成支援行動計画(後期計画)」の考え方を継承するとともに、上位計画である「第2次京丹後市総合計画」をはじめ、「京丹後市保育所再編等推進計画」や「京丹後市教育振興計画」等の関連計画との調和が保たれたものとしします。

子ども・子育て支援法(抄)  
(市町村子ども・子育て支援事業計画)  
第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

### 3 計画期間について

本計画の期間は平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

(年度)

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
計画策定		京丹後市子ども・子育て支援事業計画(本計画)								
						評価・次期計画策定	次期計画(平成32年度~)			

## 4 基本理念

子どもたちの笑顔と笑い声は、これまでも、そしてこれからも、家族にとってはもちろん、地域社会すべての人にとっての宝物です。その子どもたちが、京丹後市の担い手として健やかに未来に羽ばたいていけるよう、その育ちを社会全体で支えていくという覚悟と決意を持って取り組んでいく必要があります。

また、子どもの育ちにとって何より大切なのは、心豊かな家族としっかりとした家庭を築くことであり、保護者が責任を持って子育てを担うことができるよう支援していくことが、地域社会の重要な役割といえます。さらには、結婚や出産、育児等で退職された女性も就職ができ「子育て」と「仕事」を両立しながら生き生きと暮らせるまちづくりが大切であることから、総合的な子育て支援の環境及び体系を構築していく必要があります。

以上の考え方を踏まえ、本計画では、次世代育成支援対策行動計画の基本理念を継承し、基本理念として「地域にみんなの笑顔と笑い声があふれる明るい子育てのまち」を掲げ、総合的な子育て支援を推進していきます。

## 5 基本目標

今後の子ども・子育て支援の推進にあたっては、教育・福祉分野をはじめ、保健、労働などの子どもと家庭にかかわる関係分野が相互に連携し、すべての子どもと、子どもを取り巻く環境や地域社会を含めた取り組みが求められます。

本計画では、基本理念を実現するために次の5つの基本目標を設定し、それらを柱として総合的な子育て支援を推進していきます。

**基本目標 1 子どもが心身ともに健やかに成長できるまちづくり**

**基本目標 2 すべての家庭が心豊かに子どもと向き合うことのできるまちづくり**

**基本目標 3 男女ともに子育てと仕事を両立・発展できるまちづくり**

**基本目標 4 子どもが安心・安全に遊び、暮らせるまちづくり**

**基本目標 5 質の高い教育・保育を提供できるまちづくり**

## 6 量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、「量の見込み」、「確保の内容」を示すこととなっています。

本市においては、平成 23 年 3 月に策定した「京丹後市保育所再編等推進計画」に基づき、旧 6 町域単位で教育・保育の適正配置に向けた整備に取り組んでいるところです。一方で、1 か所で全市的な利用ニーズに対応している事業等もあることから、効率的に資源を活用できるよう、教育・保育提供区域を 1 圏域（全市）と設定しつつ、再編計画との整合を図りながら地域のニーズに応じた教育・保育、地域子育て支援事業の整備に努めます。

## 7 施行期日について

平成27年4月1日から施行します。